

令和7年度滋賀県立特別支援学校高等部分教室入学者選考要項

令和7年度における滋賀県立特別支援学校高等部分教室（以下「県立特別支援学校分教室」という。）の入学者の選考は、この要項の定めるところによる。

1 募集および選考を実施する学校

学 校 名	学 科 名	募集定員
滋賀県立長浜養護学校伊吹分教室	普通科	16人
滋賀県立三雲養護学校石部分教室	普通科	32人

2 出願資格および通学区域

次のすべてに該当する者とする。

- (1) 令和7年3月に中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）もしくは特別支援学校中学部（以下これらを「中学校等」という。）を卒業（修了を含む。以下同じ。）する見込みの者または中学校等を卒業した者
- (2) 知的発達遅滞が中度または軽度であり、日常生活および社会生活への適応の困難さが軽度である者
- (3) 次の表の通学区域内に在住する者（滋賀県立学校の管理運営等に関する規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号）第11条の4の規定に基づく許可（以下「特別出願許可」という。）を受けた者を含む。）

学 校 名	通 学 区 域
滋賀県立長浜養護学校伊吹分教室	彦根市 長浜市 近江八幡市（旧安土町に限る。） 東近江市 米原市 愛知郡 犬上郡 蒲生郡日野町（蒲生郡日野町は通学調整区とする。）
滋賀県立三雲養護学校石部分教室	大津市（粟津、北大路中学校区以南および以東に限る。） 近江八幡市（旧安土町を除く。） 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 蒲生郡竜王町 蒲生郡日野町（蒲生郡日野町は通学調整区とする。）

注1 「旧安土町」は、平成22年3月20日現在の「蒲生郡安土町」を指す。以下同じ。

- 2 蒲生郡日野町は通学調整区とし、滋賀県立長浜養護学校伊吹分教室または滋賀県立三雲養護学校石部分教室への通学を可能とする。

3 出願に関わる留意事項

出願は、1人につき1分教室に限る。なお、公立高等学校との併願はできない。

次の表の右欄の通学区域内に在住する入学志願者（特別出願許可を受けた者を含む。以下「志願者」という。）は、4(3)アの入学願書において、第2志望として志願者の通学区域に該当する県立特別支援学校名を記入することにより、その学校を第2志望とすることができる。その選考は、令和7年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部入学選考要項の4に基づくものとする。

学 校 名	通 学 区 域
滋賀県立長浜養護学校	長浜市 米原市
滋賀県立草津養護学校	大津市（粟津、北大路中学校区以南および 以東に限る。） 草津市
滋賀県立野洲養護学校	近江八幡市（旧安土町を除く。） 守山市 栗東市 野洲市 蒲生郡竜王町
滋賀県立三雲養護学校	甲賀市 湖南市
滋賀県立八日市養護学校	近江八幡市（旧安土町に限る。） 東近江市（旧湖東町および旧愛東町を除く。） 蒲生郡日野町
滋賀県立甲良養護学校	彦根市 東近江市（旧湖東町および旧愛東町に限る。） 愛知郡 犬上郡

注 「旧湖東町および旧愛東町」は、平成17年2月10日現在の「湖東町および愛東町」を指す。

4 出願手続

(1) 出願期間等

ア 令和7年2月12日（水）から令和7年2月18日（火）まで（土曜日および日曜日を除く。）とする。

イ 受付時間は午前9時から午後4時までとする。郵送の場合は、「書留」または「簡易書留」扱いとし、令和7年2月12日（水）から令和7年2月17日（月）までの間の消印があるものに限り受け付ける。

なお、郵送の場合は、在学しているまたは卒業した中学校等の校長（以下「中学校長」という。）は、郵送した時点で出願する分教室が所属する特別支援学校長（以下「出願先校長」という。）宛てに電話連絡をすること。

ウ 特別出願許可を受けようとする者は、令和7年1月14日（火）までに滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）（大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4643）へ申請しなければならない。

(2) 受付場所

学 校 名	所 在 地	連 絡 先
滋賀県立長浜養護学校伊吹分教室	〒521-0226 米原市朝日302	電話0749-55-8031
滋賀県立三雲養護学校石部分教室	〒520-3112 湖南市丸山二丁目3-1	電話0748-77-8110

(3) 出願書類

志願者は、下記アからウまでに掲げる書類を、中学校長を経て、出願先校長に提出しなければならない。

ア 入学願書（様式特分第1号）

イ 受検票（様式特分第2号）

令和7年3月に滋賀県内の中学校等を卒業する見込みの者以外の者は、出願前3か月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）を受検票の所定の欄に貼り、中学校長の割印を受けなければならない。

ウ 滋賀県立特別支援学校特別出願に係る許可書

特別出願許可を受けようとする者は、滋賀県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の許可を受け、特別出願許可を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

中学校長は、志願者が当該県立特別支援学校分教室を志願していることを確認し、提出された書類の内容を審査のうえ、下記エおよびオの書類を作成し、志願者から提出された書類とともに出願先校長に提出するものとする。

エ 個人調査報告書（様式特分第3号）

(ア) 中学校等を卒業した者にあつては、指導要録に準拠して記入したもの

(イ) 令和7年3月に中学校等を卒業見込みの者にあつては、指導要録の様式により最終学年における現況を記入したもの

オ 受検票返信用封筒（郵送による出願の場合）

(ア) 返信用封筒（長形3号）には基本料金に書留料金を加算した分の切手を貼り付けること。

(イ) 中学校等を卒業した者にあつては、志願者の住所および氏名を明記すること。

(ウ) 令和7年3月に中学校等を卒業見込みの者にあつては、在籍する学校の住所および校長名を明記すること。

(4) 用紙の交付

入学願書、個人調査報告書等の用紙は、滋賀県立長浜養護学校、滋賀県立草津養護学校、滋賀県立野洲養護学校、滋賀県立三雲養護学校、滋賀県立八日市養護学校、滋賀県立甲良養護学校および特別支援教育課において交付する。

郵送で交付を希望する場合は、返信用封筒（角形2号の封筒に請求人の住所およ

び氏名を明記し、郵送に必要な基本料金分の切手を貼ったもの)を同封して、特別支援教育課宛てに請求すること。

(5) 出願書類の受付

出願先校長は、(3)の出願書類の提出を受けたときは、書類が整っていることを確認し受け付け、受検番号を付した受検票を交付する。

(6) 進学相談

志願者は、障害の状況の確認、進路等についての県立特別支援学校分教室の進学相談を事前に受けるものとする。

なお、所定の進学相談を受けていない志願者にあつては、出願先校長へ令和7年1月14日(火)までに申し出なければならない。

5 入学許可予定者の選考および選考結果の発表

(1) 選考日時

令和7年3月5日(水)午前9時から

(2) 選考場所

各出願先県立特別支援学校分教室

(3) 選考当日は、保護者等(やむを得ないときは、これに代わる者)が同伴して、午前8時45分までに受付を済ませること。

(4) 選考の方法

出願先校長は、面接および学力検査等の結果ならびに個人調査報告書を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。

(5) 入学許可予定者の発表

入学許可予定者の発表は、令和7年3月12日(水)午前9時に出願先県立特別支援学校分教室において行うものとする。

6 追検査

(1) 対象者

インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で選考当日に面接および学力検査等のすべてを受検できなかった者のうち、追検査の受検を希望するもの

(2) 申請期日

受検希望者は、令和7年3月6日(木)の原則午後3時までに、(3)の申請手続に従い必要な書類を提出すること。

(3) 申請手続

ア 追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経て、以下に掲げる書類を出願先校長に提出しなければならない。

(ア) 県立特別支援学校入学者選考追検査受検申請書(様式特追第1号)

(イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確にわかるもの

イ 申請手続きは、各出願先県立特別支援学校分教室で行うものとし、郵送による

手続きは認めない。

ウ 中学校長から追検査の受検希望の報告を受けた出願先校長は、すみやかに特別支援教育課に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、出願先校長から中学校長を通じて志願者に連絡するものとする。

(4) 選考日時

令和7年3月19日（水）午前9時から

(5) 選考場所

選考場所は、各出願先県立特別支援学校分教室とする。

(6) 選考当日は、保護者等（やむを得ないときは、これに代わる者）が同伴して、午前8時45分までに受付を済ませること。

(7) 選考の方法

出願先校長は面接および学力検査等の結果ならびに個人調査報告書を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。

(8) 入学許可予定者の発表

入学許可予定者の発表は、令和7年3月21日（金）午前9時に各出願先県立特別支援学校分教室において行うものとする。

7 不正出願による入学許可の取消し

出願について不正の事実があることが判明したときには、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

8 その他

(1) 出願先校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受けて、志願者に対して必要な指示を行うことができる。

(2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。